

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
住宅まちづくり部 都市空間創造室	<p>大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="495 562 1709 793"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年5月17日</td> <td>29,240円</td> <td>1人</td> <td>平成30年6月27日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年8月3日</td> <td>89,380円</td> <td>3人</td> <td>平成30年10月22日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年8月3日</td> <td>4,560円</td> <td>1人</td> <td>平成30年11月6日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年8月10日</td> <td>30,100円</td> <td>1人</td> <td>平成30年10月22日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年8月29日</td> <td>29,640円</td> <td>1人</td> <td>平成30年10月22日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成30年5月17日	29,240円	1人	平成30年6月27日	東京都	平成30年8月3日	89,380円	3人	平成30年10月22日	滋賀県	平成30年8月3日	4,560円	1人	平成30年11月6日	東京都	平成30年8月10日	30,100円	1人	平成30年10月22日	東京都	平成30年8月29日	29,640円	1人	平成30年10月22日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>室内職員に対し、監査結果とともに、概算払に係る財務規則の周知徹底を行い、今後の手続について注意喚起を行った。</p> <p>また、総務担当において管外出張リストを作成の上、精算期日を管理するとともに、個別に管外出張を行った職員に対し出張後は速やかに精算入力を行うよう促すなど、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																													
東京都	平成30年5月17日	29,240円	1人	平成30年6月27日																													
東京都	平成30年8月3日	89,380円	3人	平成30年10月22日																													
滋賀県	平成30年8月3日	4,560円	1人	平成30年11月6日																													
東京都	平成30年8月10日	30,100円	1人	平成30年10月22日																													
東京都	平成30年8月29日	29,640円	1人	平成30年10月22日																													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月10日から同年7月4日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
住宅まちづくり部 住宅経営室	<p>大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="445 562 1573 718"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年6月14日</td> <td>28,960円</td> <td>1人</td> <td>平成30年8月16日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年12月19日</td> <td>28,840円</td> <td>1人</td> <td>平成31年1月30日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年12月21日</td> <td>29,450円</td> <td>1人</td> <td>平成31年1月30日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成30年6月14日	28,960円	1人	平成30年8月16日	東京都	平成30年12月19日	28,840円	1人	平成31年1月30日	東京都	平成30年12月21日	29,450円	1人	平成31年1月30日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b>            (概算払)            第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。            一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            (概算払の精算)            第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>室の課長補佐級以上の職員に監査結果の報告を行い、今後、旅費の精算が遅延することがないように、注意喚起を行うとともに、グループ長に対してはグループ員に周知するよう指示した。</p> <p>また、旅費担当者は、管外出張する職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに、精算漏れがないかを随時、確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促し、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																			
東京都	平成30年6月14日	28,960円	1人	平成30年8月16日																			
東京都	平成30年12月19日	28,840円	1人	平成31年1月30日																			
東京都	平成30年12月21日	29,450円	1人	平成31年1月30日																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月10日から同年7月4日まで）